破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第１７００号
北海道千歳市東雲町２丁目33番地
破産者　喜多　眞一
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年11月26日午前11時
平成24年９月26日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第８５６３号
大阪市平野区加美北３丁目11番26号
破産者　五一プラ工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年12月６日午後４時
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３９号
大阪市西淀川区大和田５丁目７番13号、開始決定時の住所大阪市西淀川区大和田２丁目３番16号
破産者　芝下　広郎
1　破産債権の届出期間　平成24年10月26日まで
2　一般調査期日　平成24年12月13日午後３時30分
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２７５号
大阪府堺市堺区三宝町９丁393番地
破産者　有限会社テック・ハマ
1　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
2　一般調査期日　平成24年11月28日午後４時
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４号
福岡県福岡市中央区清川３丁目１番12号
破産者　ネットワークオフィス株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
2　一般調査期日　平成25年２月１日午後１時30分
平成24年９月26日　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第３５号
長崎県五島市岐宿町中嶽2328番地７
破産者　中村　権矢
1　破産債権の届出期間　平成24年10月29日まで
2　一般調査期日　平成25年２月１日午後１時30分
平成24年９月26日　長崎地方裁判所五島支部

債権者集会招集

平成２０年（フ）第３８１５号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号
破産者　株式会社不動産計画評価研究所
1　期日　平成24年11月30日午後２時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３９４８号
大阪市中央区瓦町３丁目５番７号ＮＯＦ御堂筋ビル９階、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦町４丁目３番７号
破産者　株式会社フロンティア建設工業
1　期日　平成24年11月30日午後２時40分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７号
愛知県岡崎市梅園町字２丁目５番地１
破産者　岡崎産業こと　横井　隆生
1　期日　平成24年12月３日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月27日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５６４１号
大阪府豊中市穂積２丁目６番７号、商業登記簿上の本店所在地神戸市東灘区甲南町１丁目１番41―312号
破産者　有限会社ダイシン
1　期日　平成24年10月31日午後３時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月27日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第５０１号
福島県いわき市好間工業団地１番地の17
清算株式会社　共立印刷株式会社
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（ヒ）第２０４４号
東京都港区赤坂４丁目８番10号
清算株式会社　株式会社クラシカ・ジャパン
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第２号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号
清算株式会社　株式会社諏訪住研
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（ヒ）第３号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号
清算株式会社　株式会社中央建販
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（ヒ）第４号
長野県諏訪市高島１丁目21番14号
清算株式会社　株式会社松本中央住研
1　決定年月日　平成24年９月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所諏訪支部

監督命令

平成２４年（再）第１３号
大阪市天王寺区上本町６丁目９番７―1302号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中４丁目19番10号Ｈ＆Ｅビル４階
再生債務者　ほしの耳鼻咽喉科こと星野隆英こと　崔　　隆英
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市北区曽根崎新地１丁目１番49号梅田滋賀ビル11階　南川・林法律事務所
弁護士　林　　邦彦
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（日常生活に関するものを除く。）
⑴　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
⑵　無償の債務負担行為又は権利の放棄
⑶　財産の譲受け
⑷　借財、手形割引又は保証
⑸　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
⑹　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
⑺　和解及び仲裁合意
⑻　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
⑼　別除権の目的である財産の受戻し
平成24年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第２６号
大阪市西区南堀江２丁目４番８号
再生債務者　株式会社日本インダストリー製作所
1　決議に付する再生計画案　平成24年９月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成24年11月７日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成24年10月24日
平成24年９月24日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２４年（再）第２号
大阪市東住吉区北田辺１丁目７番９号、主たる営業所の所在地大阪市生野区巽中２丁目８番６号
再生債務者　大阪ヨシヒロこと　吉広　達史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成24年９月24日
大阪地方裁判所第６民事部